

神戸市公立大学法人特定調達等調査委員会規則

2023年4月1日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）が行う調達であって、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の対象となる調達に係る苦情について公平かつ独立した立場から検討し、法人への提案等を行うため、神戸市公立大学法人特定調達等調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問等)

第2条 理事長は、前条に規定する調達に係る契約に関し、その当事者又は当事者となることが可能であった者から苦情が申し立てられた場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会に諮問するものとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の諮問に応じて調査審議する。

(組織)

第4条 委員会は、委員5名以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、理事長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、理事長が特に必要があると認める者

4 委員及び臨時委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員若しくは臨時委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 委員及び臨時委員は、自己、配偶者、4親等以内の血族及び3親等以内の姻族に関係する議案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の非公開等)

第10条 委員会の会議は、公開しない。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、法人事務局経営グループにおいて処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 公立大学法人神戸市外国語大学特定調達等調査委員会規程(2019年規程第8号)は、廃止する。